グランドデザインPTの取組みと今後の展開
～ITチームを中心に～

グランドデザインPT　ITチーム委員　恩田 俊明（63期）

1　本稿の概要

本年度新たに制定された「グランドデザイン構築プロジェクトチーム設置要綱」により設置されたグランドデザイン構築プロジェクトチームが、当会の将来に向けてのグランドデザイン構想を検討している。同PTの活動は、多様な環境にある会員の利便性向上や職員の職場環境改善、財政規律の維持といった会運営の持続可能性を高める観点及び弁護士の人権活動や業務基盤の強化の観点などから極めて重要な意義をもつ一方、情報の発信が十分になされていなかった。そこで本稿では、同PTのうちグランドデザイン構想における「あらゆる分野におけるIT技術の効率的な活用構想」を担当するITチームの取組みを紹介するとともに、最後に今後の課題につき付言する。なお、同PTのうち国際チームの取組みについては、当誌2024年1・2月合併号にて紹介されており、あわせてご高覧いただきたい。

2　当会が抱える課題とITチームの問題意識

日ごろ当会ウェブサイトを通じて「マイページ」にアクセスし、委員会出席情報を確認したり法律相談の交替を行ったりする会員は少なくないだろう。これらの機能の基本的部分は2008年度に運用が開始された現行基幹システムにより提供されている。現行基幹システムは5年おきにサーバの更新が繰り返されてきたが（直近では2023年度に実施）、稼働開始から15年以上が経過し、この間のIT技術の進歩に十分対応しているとは言い難い（2008年といえば、初代iPhoneが日本で発売された年である）。そればかりか、各機能の遅延性や保守コストの高止まりといった諸問題を多く抱え、次回サーバ更新予定の2028年度を待たず当会業務に適合した次世代システムを構築することは喫緊の課題になっていた。

一方、弁護士業務は長らく紙ベースのやり取りが多いと言われていたが、その状況はいわゆるコロナ禍で一変した。デジタル庁ができ各種行政事務のデジタル化が一挙に進み、各種裁判手続におけるデジタル化への対応は我々も待ったなしである。そのような中、当会業務はまだまだ紙による申請などアナログ対応を強いるものが多く、多様な働き方の会員の利便性や職員業務の膨張といった課題の解決策として、各種手続のデジタル化を通じた各種業務効率化の必要性が叫ばれていた。

このように、ITチームはその設置当初から、①現行基幹システムから次世代システムへの移行、②デジタル化を通じた業務の効率化という極めて重要な課題への対応を迫られていた。しかしそれらの課題を一気に解決する妙薬などあるはずもなく、我々はまず「できるところからどんどんやる」ことを掲げ、ひとつひとつ実績を積み上げるべく活動を開始した。

3　これまでの取組み

ITチームではまず②業務のデジタル化に取り組んだ。具体的には、各種申請等手続の簡素化の検討に着手し、まず本年度第2回常議員会にて「産前産後及び育児従事の期間における会費免除の手続に関する規則」を改正いただき、会費免除対象者において従前書面による作成が必須だった育児実績表のウェブフォームによる電子提出を可能とした。その後、公務就任にともなう会費免除申請についてもウェブフォームを通じた電子申請を可能とする運用変更がなされている。本成果を皮切りに、ITチームでは引き続き申請等手続の簡素化・デジタル化に取り組む所存である。

次に着手したのがメッセージアプリ「LINE」をインターフェイスとする「GovTech Express」というアプリの活用可能性の検討である。全国の地方自治体等で申請受付や各種情報発信の手段としてLINEが使われていることにヒントを得て、当会でも同様の仕組みが導入できないかを検討した。その第1弾として、毎年ウェブを通じて実施されている災害時安否確認テストを、LINEを使って行うことを企画し、2023年9月初頭に一部会員を対象に試行した

図 「GovTech Express」を使った当会LINEアカウントの画面（例）

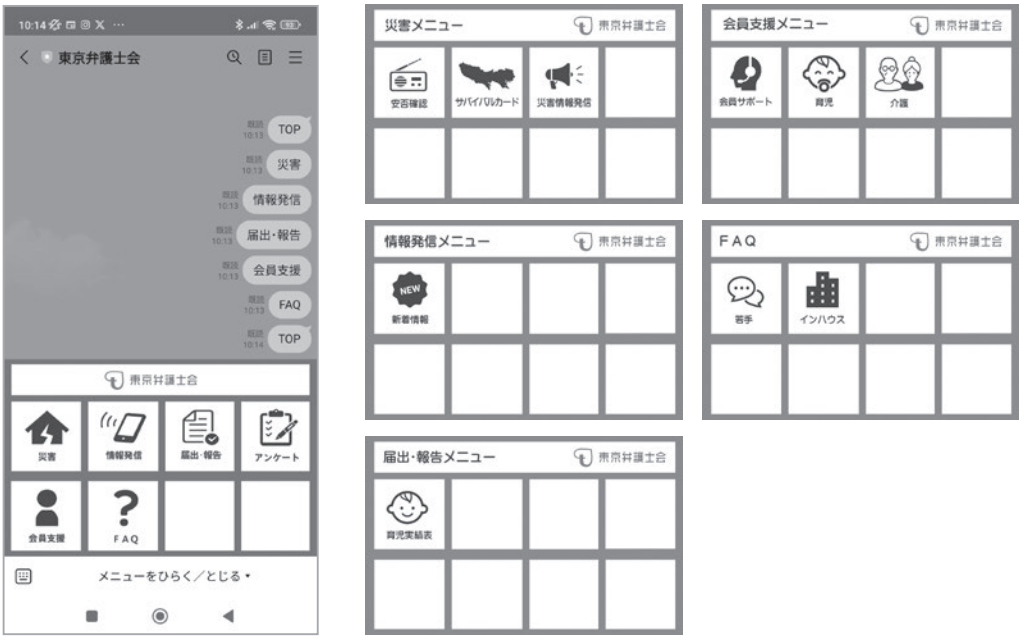

ところ、試行した会員からは日常的に利用しているアプリを使い簡単に利用ができると一定の評価を得た。同年12月の臨時総会では全会員向けへの周知を行い、本稿執筆時点では、さらなる機能拡充に向け、情報システム課の協力のもと追加開発を進めている（上図参照）。

さらに、当会の中小企業法律支援センターと協働し、同センターの管理業務を業務アプリサービス「kintone」に置換する取組みに着手した。同センターの相談受付・管理には当会職員のほか、コンシェルジュ担当弁護士、相談担当弁護士といった様々な関係者が関与するところ、同サービスの稼働（2024年春を予定）により、情報のデジタル化や一元管理化といったように、管理効率の向上が期待できるところである。

なお、これらの施策はいずれも当会業務のデジタル化に関するものであったが、一方で次世代システムのあり方に関する検討も並行して行ってきた。本課題については昨年度、当会情報システム対応室から当会への意見書が提出されているが、同意見書や外部コンサルティング事業者からのアドバイスを踏まえると、単年度では到底解決し得ず、中長期的な視野に立った継続的な対応が欠かせないことが改めて明白となった。そこで2023年11月に「デジタル化基本計画」を策定し広く会員に周知を図ることで、本課題に安定的に取り組むことができる体制づくりを目指した。同計画は2024年1月開催の常議員会で承認された。

4　当会が目指すべき今後の展望

以上のとおり、設置から1年弱の間、ITチームは業務のデジタル化と次世代システム構築の方向性を指し示すべく邁進してきた。その中で痛感したことは、当会の会員数が1万人に達せんとする規模となる中、各種業務が従前どおり職員の手作業で対応できるという状況にはなく、大幅なデジタル化が不可避であるということである。この点、世の中のIT技術の進歩は目覚ましく、業務のデジタル化に関する先進的取組みの先行事例も多く目にするようになったものの、それらがそのまま当会に置換可能なケースは実はそう多くない。各種申請・届出のスマートフォン対応や研修の履行確認のデジタル化など取り組むべき課題が山積している中、限られた予算内で最大限の効果を得るためには「知恵」を絞って創造的な取組みを行う必要がある。上記デジタル化基本計画でも、腰を据えて創造的な取組みを続けるための体制づくりの必要性を強調しており、次年度以降に向けて、これらの体制をどう構築し、運用していくかが当会にとり極めて重要な課題である。

WCBL モントリオール大会の報告

国際委員会委員長　樋口 一磨（56 期）

1　概要

世界都市弁護士会リーダーズ会議（World City Bar Leaders Conference / WCBL）は、世界の主要都市の弁護士会にて構成する組織であり、当会はニューヨーク、ロンドン、パリの各弁護士会と共に創立メンバーである。定期的に主要メンバーのいずれかの都市において各会のリーダーが集い、弁護士会としての共通の課題や各会に固有のテーマなどについてプレゼンテーションや意見交換を行うとともに、トップレベルの継続的なネットワークを深める機会となっている。この度、2023年10月15日から18日にかけてカナダ・モントリオールにて開催された年次大会に参加したので、セッションの内容を中心に概要を報告する。

会期を通した参加者は約30名で、主な参加弁護士会は以下の通りであった。

アムステルダム、パリ、トゥールーズ、フランクフルト、ブリュッセル、ワルシャワ、ニューヨーク、フィラデルフィア、シカゴ、ダラス、メキシコ、モントリオール、ラヴァル（モントリオール近郊都市）、ケベック州、ポルトープランス（ハイチ）、東京。

2　パンデミック後の世界

シカゴ弁護士会からは、パンデミックによりリモート会議をはじめとしたオンラインツールが普及した（仲裁におけるリモート会議の多用、司法裁判所におけるオンラインでの書類提出など）ことで、司法へのアクセスが向上したといえる半面、技術的にリモートツールを使えない人の権利を守ることが課題になっていると報告された。紛争解決の場面では、対面での交渉の機会が減ったことから、和解しにくくなったとの声があった。

ケベック州弁護士会では、パンデミックにより在宅勤務が普及したことで、ワークスタイルの柔軟性が高まった一方で、常態的に仕事に追われることが問題化したため、午前7時から午後7時以外の時間帯には連絡してはならないという会内ルールを策定したとのことであった。

3　司法の独立

メキシコ弁護士会からは、司法に対する予算の少なさや、司法が汚職にまみれている現状について報告があった。

ワルシャワ弁護士会からは、第二次世界大戦後の共産圏時代においては法の支配が否定されており、1997年にようやく権力分立等を定めた近代憲法が制定されたが、今でも裁判官の任命や昇進には非民主的な力がはたらいているとの実情が伝えられた。

ニューヨーク弁護士会からは、本来、裁判官は公正な判断をするために政治や外圧から自由であるべきだが、実際は、中絶やLGBTQの問題に見られるように、裁判官は過度に政治化されており、その点に関しての倫理規定も存在しないという課題が指摘された。

4　AI / 人工知能

ブリュッセル弁護士会からは、AIを利用した紛争解決につき、誤った情報や判断が介在するリスクがある一方、感情、偏見といった主観の影響を受けないメリットがあることが指摘された。法律は常に状況に応じて発展していくものであるのに対して、人工知能は過去のデータのみに依拠することから、創造的な解決には人間の作用が不可欠であることが議論された。

米国では、弁護士が訴訟においてAIの提案による誤った判例を引用したケースがあったことから、裁判所によっては弁護士に対してAIを利用していないことの誓約を求める実務が見られるとのことであった。大手の法律事務所は、独自の内部AIシステムを開発しており、今後、中小法律事務所とのリソースのギャップが生じる可能性が示唆された。

5　メンタルヘルス

タイムチャージによる報酬体系が一般的となっている欧米では、課金可能な稼働時間のプレッシャーを最も大きな要因として、弁護士のメンタルヘルスが切実な問題となっている。ケベック州では、心的健康を害してから復帰するまでの一定

WCBL参加者集合写真

期間について、弁護士会が金銭的なサポートをする制度や、PAMBAという非営利団体がセラピストによる相談をサポートする制度があることが紹介された。ブリュッセル弁護士会では、メンタルヘルスを語ること自体がタブーのような空気があるため、「タイムマネジメント」のための情報交換と称して、法律事務所の経営パートナーの会合を企画しているとのことであった。

6　ケベック州最高裁判所首席裁判官による講演

ケベック州最高裁判所首席裁判官であるMarie-Anne Paquetteによる講演があった。司法の独立の要として奔走する模範的な話の一方で、率直な苦労談を聞くことができて興味深かった。特に、人手不足が深刻であり、そのため事件処理に時間を要することから、暫定的な判断を求める申立てが増えて更に多忙になるという悪循環に陥っているとのことである。人手不足の主な理由は、司法に向けられる予算が少なく、裁判官や職員の給与が低いためとのことであった。

7　元カナダ連邦最高裁判所裁判官による講演

Rosalie Abellaは、カナダ連邦最高裁判所における最初のユダヤ系女性の裁判官であり、45年間の裁判官生活を経て退官している。民主主義におけるリーダーは民衆の人気を集める必要があるが、司法制度の構成員に求められるものは、民衆の人気ではなく、多数派に流されない勇気であると述べた。他方で、裁判官は、今の特権的な立場からではなく、当事者と同じ不遇な目線で判断するべきであり、また市民からすれば、裁判で勝訴しても救済を得られなければ意味がないため、重要なのは司法へのアクセスだけでなく救済へのアクセスであると述べ、現実的な解決方法を熟考することが重要であるとの点が印象的であった。

8　ハイチの状況

ハイチの首都であるポルトープランスの弁護士より、ハイチの法の支配が瓦解している現状について報告があった。現在、国会、裁判所、中央銀行などのある地区がギャングにより占領されている上、弁護士の誘拐が起きることから、裁判所への出頭禁止命令が下されるような状況であるため、ほとんど裁判を開廷できていないとのことである。2020年には、ポルトープランスの弁護士会会長が殺害される事件があり、裁判所の主導で捜査がなされたが、その記録が全て盗まれ、捜査の中心となった裁判官は身の危険を案じて辞任し、その後は進展が見られないとのことである。報告者は、弁護士は法の支配のゲートキーパーであるとの自負を持って戦い続けると涙していた。

9　終わりに

世界各地で、法の支配、司法の独立、人権擁護といった普遍的な規範の侵害が日常的に生じている。そうした事態を改善するためには、各国や各都市の弁護士会がコミュニケーションを取り合って課題を共有し、必要とあればできるだけ多くの弁護士会が声を上げることが重要であるとの共通認識が持たれた。日本にいると平和ボケしてしまうが、他国の状況に目を向ける必要性を改めて痛感した。

公開学習会「パパも育休を取得しやすい社会・企業に！
―改正育介法全面実施後の現状と課題・企業の実践的な取組み事例―」実施報告

福岡県弁護士会会員・元当会性の平等に関する委員会研修員　秋葉 美咲（75 期）

1　はじめに

令和３年に育児・介護休業法が改正され、子の出生後８週間以内に取得可能な「産後パパ育休」等、男性の育休取得を促進する制度が創設された。

しかし、男性の育休取得率は増加傾向にあるものの、未だに男女の育休取得率には大きな差がある。

こうした現状に鑑み、当委員会労働プロジェクトチームは、男性育休を推進し、男女ともに仕事と家庭の両立を実現するためには、男性育休の現状と課題を分析し、企業の取組み事例を広く紹介することが重要であると考えた。そこで、「産後パパ育休」創設から約１年が経過したことを契機に、令和５年11月29日、表記のテーマの公開学習会を実施した。

2　基調講演

黒嵜隆副会長の挨拶の後、福島渚会員が改正育介法について概説した。

続いて、独立行政法人労働政策研究・研修機構の主任研究員である池田心豪氏が基調講演を行った。

池田心豪氏

池田氏は、男性育休制度には産後の妻のケアを主目的とする、産後８週間までの育休に当たる部分（いわゆる「パタニティリーブ」）と、妻の早期復職支援を主目的とする、子が１歳になるまでの育休を指す部分（いわゆる「ペアレンタルリーブ」）があり、改正育介法の「産後パパ育休」は、パタニティリーブを促進するための制度であると述べた。

その上で、女性の復職支援のためにはペアレンタルリーブの拡大が課題であることや、ペアレンタルリーブは妻の復職の有無やその時期によりニーズが様々であるから、職場と労働者の対話により柔軟に対応する必要があること、を提言いただいた。

3　パネルディスカッション

上田貴子会員をコーディネーター、TOKYO ライフ・ワーク・バランス認定企業である（株）ミラクルソリューション（長岡路恵氏、坂崎美幸氏）、（株）フューチャーフロンティアーズ（松尾隆浩氏）、日本労働組合総連合会（小原成朗氏）をパネラーとしてディスカッションを行った。

パネルディスカッション

男性育休を取得しやすい職場環境づくりの工夫として、（株）ミラクルソリューションは、代表が率先して育休取得について声掛けをしているとのことだった。また、残業時間を削減するため安定的に人員を増やしたり、業務効率を上げることが育休の際の代替要員の確保のしやすさにも繋がっていると述べた。

（株）フューチャーフロンティアーズは、育児に限らず、多様な理由で利用可能な短時間正社員制度を設け、柔軟な働き方を促進しているとのことであった。また、同社からは保育所経営等、子どもと関わる業種であるため、育休の経験により保育所の利用者側の視点も養うことができると、育休取得のメリットが述べられた。

小原氏は、仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査の結果にも触れ、男性の育休取得を阻む要因として、職場の理解が得られないこと、女性の職場復帰を阻む要因として、復帰後の職場のフォローがないことや、保育所等の整備が不足していることを挙げた。また、企業側は、育休を取得する労働者だけが優遇されているという不公平感を与えない工夫が必要だと述べた。

4　おわりに

参加者は、会場・オンラインを合わせて、46名という多数に上り、男性育休取得への関心の高さが窺えた。参加者への事後アンケートでは、基調講演・パネルディスカッション共に好評であった。当プロジェクトチームとしては、本公開学習会を皮切りに、男性育休の取得率の向上、ひいては、男女ともに仕事と家庭を両立できる社会を推進する活動をしていきたい。

第38回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

副会長　近藤 健太（48 期）

当会は、人権賞選考委員会の答申に基づき2023年度の人権賞受賞者を決定し、昨年11月27日に司法記者クラブで発表した。受賞式は、本年度は新年式が中止になったことから、2024年1月15日開催の常議員会で行われた。受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

◎認定特定非営利活動法人CALL4

認定特定非営利活動法人CALL4の前身となる法人は2018年12月に設立され、2021年4月に特定非営利活動法人の法人格を取得し、2023年3月より認定NPO法人となった。

CALL4は、日本における公共訴訟が低調な理由として、原告や弁護士たちの経済的困難や孤立を大きな理由として挙げる。そして、司法によって社会的課題を解決するという手法が市民に認知されず、多くの人権侵害等が放置されてきた状況を解決するためにウェブプラットフォームを立ち上げ、運営している。

CALL4では、公共訴訟の原告らがクラウドファンディングを行うための各種サポート、公共訴訟の背景となる社会問題や原告・弁護団など当事者のストーリー制作とウェブサイトやSNS等を通じた情報発信、ウェブサイト上でデータベース化された公共訴訟の資料や期日情報の公開、オフライン・オンラインイベントの定期的な開催など諸サービスを提供している。

ウェブプラットフォームという現代的手法を用いて、市民に司法をひらき、経済的その他理由によって救済の必要が高くても放置されざるを得なかった人権をめぐる様々な課題に取り組むことを可能にしている点で、極めて重要な意義と革新性・先進性を有している。

以上の諸活動は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

◎一般社団法人Spring

一般社団法人Springは、2017年6月に国会で性犯罪に関する改正刑法が可決・成立した際に、附則で3年後の見直しとされた課題について、被害実態に即した法改正を実現するために、性暴力被害当事者が立ち上げた団体である。

設立から6年間の活動は、議員及び関係省庁へのロビイング、5899件もの回答を得た性被害の実態調査、海外の性犯罪法に関する調査としての英国視察、イベント開催やマスコミ取材対応等による世論啓発、法務省内「性犯罪に関する刑事法検討会」及び法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会への委員参加など多岐に及び、2023年6月の性犯罪規定見直しの大きな原動力となった。なお、本団体は、5年後の見直しに向けた活動も計画している。

Springは、これまで零れ落ちていた性暴力被害者の人権のために活動し、被害者の性的自己決定権を中心に据えた法改正を、被害当事者自身の活動によって実現したという点で、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

2024年度 東弁役員等選挙
次期会長は上田智司会員

2024年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月25日に公示され、2月9日に投票が行われた。

東弁会長は選挙が行われたが、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員は定員を超えず無投票となった。

同日行われた日弁連会長選挙（2024年度・2025年度）には、及川智志候補（千葉県弁護士会）、渕上玲子候補（当会）が立候補し、渕上会員が当会第1位の得票を得た。全国単位会の集計結果により、同候補が当選となった。

2024年度新執行部

東弁役員選挙結果

■会長選挙 投票

当選　上田　智司（38期）1974票
次点　柴垣　明彦（44期）1379票
投票率 37.084%　有権者数 9217人

■副会長選挙 無投票当選・立候補届出順

町田　行功（49期）
髙畠　希之（54期）
三枝　恵真（55期）
二瓶　　茂（44期）
福崎　聖子（54期）
廣瀬 健一郎（50期）

■監事選挙 無投票当選・立候補届出順

田川　淳一（50期）
榎木　純一（62期）

※常議員、日弁連代議員名簿はLIBRA4月号に掲載予定